

「戦略的イノベーション創造プログラム
(豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築)」
審査実施要領

第 1 趣 旨

「戦略的イノベーション創造プログラム（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）」（以下「S I P 豊かな食フードチェーン構築」という。）の委託予定先の選定は、S I P 豊かな食フードチェーン構築の公募要領のほか、本審査実施要領に定めるところにより実施する。

第 2 評議委員会の設置

- 1 S I P 豊かな食フードチェーン構築委託予定先の選定に係る審査を実施するため、「基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成 1 5 年 1 0 月 1 日付 1 5 規則第 4 5 号）」（以下「運営規則」という。）の第 6 条に基づき設置する評議委員会（以下「委員会」という。）を、別表 1 に定める研究開発項目（以下「研究開発項目」という。）の区分ごとに設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家等により構成するものとする。その際、外部専門家等は、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 審査に係る研究開発項目について十分な学識又は知見と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (2) その氏名、所属の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、対象研究開発項目の提案書と利害関係を有する者は選任しない。利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該提案書の中で研究代表者、研究実施責任者、研究分担者となっている場合。
 - (2) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - (3) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と親族関係にある場合。

- (4) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会には、委員の中から互選された委員長を置くものとし、委員会の議事を主宰するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法

- 1 生研支援センターは、応募のあった提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行い、書類審査及び面接審査について、以下の(1)から(4)の手順で行うものとする。
- (1) 応募のあった提案書は、委員が別表2の審査項目及び審査基準・配点に基づき採点(書類審査)を行い、その結果に基づき生研支援センター所長が面接審査の対象となる提案書を選定する。
 - (2) 生研支援センター所長は、書類審査で選定した提案について、応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。)からの説明等に基づく審査(面接審査)を行うため、委員会を開催するものとする。
 - (3) 委員長は、面接審査の結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から審査結果の基となった判断の理由を確認できるものとする。
なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を確認するものとする。
 - (4) 委員長は(3)により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てまたは一部を採用しないことができる。

- 2 評議委員会における議論の充実に資するとともに、必要に応じPD及びSPDと評議委員との間で研究開発計画の趣旨を精緻に確認する観点等から、審査の過程でPD及びSPDがオブザーバーとして評議委員に意見を述べること及び評議委員会に参加することを妨げない。また、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 3 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。
委員長は、委員会での意見交換において、応募者が委託研究を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。

第4 審査に係る詳細事項および委託予定先の決定等

- 1 書類審査は、1件の提案につき原則として3名以上の委員が行うこととし、別表2の審査項目及び審査基準・配点に基づいて、提案ごとに各委員が採点を行い、その合計点を採点した委員の数で除したもの（平均）を当該提案の評点とする。
- 2 生研支援センターは書類審査の結果を踏まえ、評点の満点に対する割合が包括型提案は60%未満、技術提案型は50%未満の提案は選定しないものとする。その上で面接審査の対象とする提案を評点の高いものから順に選定する。ただし、PD等の意見等を踏まえて確認する必要がある場合には、当該割合が未満であっても、面接審査の対象とすることができるものとする
その際、選定数は原則として包括提案型は3件以下とする。技術提案型は点数を勘案し適宜判断する。
- 3 面接審査は、原則として3名以上かつ審査対象となるすべての提案について同一の委員が行うこととし、別表2の審査項目及び審査基準・配点に基づいて、提案ごとに各委員が採点を行い、その合計点を採点した委員の数で除したもの（平均）を当該提案の評点とする。
- 4 ただし、委員長が3の採点結果について委員との意見交換を行った結果、評点の算定に用いることが妥当でないと判断する採点がある場合は、評点は以下の方法により求める。
 - ① 当該採点が行われた審査項目については当該採点を除外して、当該審査項目の採点の平均を求める。
 - ② ①以外の審査項目について、それぞれ各委員の採点の平均を求める。
 - ③ ①及び②で求めた各審査項目の採点の平均を合計したものを評点とする。
- 5 委員長は、研究開発項目ごとに、包括提案型については評点が最も高い提案を行った1応募者を委託予定先として選定する。また、技術提案型については予算額を

勘案して委託予定先となる応募者を選定する。

ただし、評点が包括提案型は60%、技術提案型は55%を超えない提案を行った応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。

なお、複数の提案が同一の得点を得ている場合、以下の(1)から(3)に示す方法により提案の優先順位を決定し、順位の高いものから委託予定先を選定する。

(1) 配点のAの数(採点を行った委員の採点結果におけるAの数の合計値を、採点を行った委員の数で除した値とする。以下、B、Cについても同様とする。)の大きさの順に優先順位を決定する。

(2) (1)でAの数が同数の場合、Bの数の大きさの順に優先順位を決定する。

(3) (2)でBの数が同数の場合、Cの数の大きさの順に優先順位を決定する。

(4) (3)でCの数が同数の場合、委員長の判断で優先順位を決定する。

6 委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの応募者も委託予定先として選定されなかった研究開発項目がある場合には、当該研究開発項目に対する応募者の提案内容に対する評価及び本委託研究の公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。

7 生研支援センター所長は、委員長から審査結果の報告を受けた後、PD及び内閣府の了承を得た上で委託予定先を決定する。

8 生研支援センター所長は、7の決定を受けて必要な通知、調整等を行い、再度PD及び内閣府の了承を得て委託予定先に決定した研究コンソーシアムを生研支援センターのウェブサイトにおいて公表する。

第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年5月17日から実施する。

別表 1

S I P 豊かな食フードチェーン構築
評議委員会が担当する研究開発項目の区分

区分	研究開発項目
1	A. 植物性タンパク質（大豆）の育種基盤構築と栽培技術確立 ① 高収量・高品質品種創出のための統合解析型育種プラットフォームの開発 ② 作出品種の高度化のためのゲノム編集等技術の開発 ③ 品種ポテンシャルを引き出す栽培技術体系の確立と環境再生型栽培体系の確立
2	B. 肥料の国内循環利用システム構築 ① 未利用資源の地域資源循環モデルの確立 ② 未利用資源由来の窒素、カリウム回収及び肥料化技術の開発
3	C. 動物性タンパク質（水産物）の次世代養殖システム構築 ① 生産性向上のためのリアルタイム飼育管理システムの開発 ② 養殖拡大のための大規模養殖技術の高度化 ③ 魚粉に依存しない魚種創出のための育種改良プラットフォームの確立
4	D. 国産大豆等を利用した豊かな食設計システムの開発 ① 個々人の体調、嗜好、習慣等に応じた最適な食材の組み合わせ解析のためのデータ収集・データベースの構築 ② 豊かな食設計システムの開発
5	E. 行動科学のアプローチを用いた質の高い食生活の実現に向けた研究開発 ① 生産・流通・消費における科学技術活用パーセプションギャップ解消 ② 多様なタンパク質を選択できる食生活の改善に向けた手法開発

SIP 豊かな食フードチェーン構築 審査項目及び審査基準・配点

< 包括提案型 >

研究開発項目 A、B、C、D、E を記載

『試験研究計画名 ○○○○

』

評議委員【 】

審査項目	審査基準・配点		
課題との整合性 【共通】	提案された内容は、本課題の趣旨や当該提案に係る研究開発項目に定める目的や目標に沿ったものであるか。	A：沿っている 10 点 B：概ね沿っている 8 点 C：一部が沿っていない 6 点 D：沿っていない項目が散見 4 点 E：沿っていない 2 点	(1)
目標達成 【共通】	提案された内容は、研究開発項目に定める目標を達成するために十分な内容であるか。	A：十分である 10 点 B：概ね十分である 8 点 C：一部不十分である 6 点 D：不十分な項目が散見 4 点 E：不十分である 2 点	(2)
技術的優位性 【共通】	提案された内容は技術的に優れているか。	A：優れている 20 点 B：概ね優れている 16 点 C：一部優れていない 12 点 D：優れていない項目が散見 8 点 E：優れていない 4 点	(3)
手法、計画の実現可能性 【共通】	提案された研究開発手法や計画は、具体的かつ明確で実現可能性が高いものか。	A：具体的かつ明確で実現性が高い 20 点 B：概ね具体的かつ明確であり実現性が高い 16 点 C：一部具体的ではなく不明確な点がある 12 点 D：具体的ではなく不明確な点が散見 8 点 E：具体的ではなく不明確である 4 点	(4)

別表 2

社会実装に向けた戦略 【包括提案型のみ】	提案された社会実装に向けた戦略（知財戦略含む）が明確で優れているか。	A：明確で優れている 20 点 B：概ね明確で優れている 16 点 C：一部不明確である 12 点 D：不明確な項目が散見 8 点 E：不明確である 4 点	(5)
体制 【共通】	提案された実施体制、規模、予算配分等が妥当であるか。	A：十分妥当である 10 点 B：概ね妥当である 8 点 C：一部妥当ではない 6 点 D：妥当ではない項目が散見 4 点 E：妥当ではない 2 点	(6)
民間投資 【包括提案型のみ】	研究グループ（当該研究グループの協力機関がある場合は当該協力機関を含む）に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。 ※研究推進法人にて記入するので、評議委員は記入不要	A：民間からの拠出比率期待値が 10%以上 5 点 B：民間からの拠出比率期待値が 5 %以上 10%未満 3 点 C：民間からの拠出比率期待値が 5 %未満 1 点	(7)
ワーク・ライフ・バランス等 【共通】	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定))を受けているか。(加点对象) ※研究推進法人にて記入するので、評議委員は記入不要	ワークライフバランス等の推進に関して下記のいずれかの認定がある場合に加点 5 点： ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）の 2 段階目及び 3 段階目 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 2 点： ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）の第 1 段階目または行動計画・次世代法に基づく認定（旧基準又は新基準くるみん認定企業）	(8) ※書類審査のみ

別表 2

合 計	書類審査(1)～(8)	／100 点
	面接審査(1)～(7)	／95 点
＜その他コメント※＞		

※「その他コメント」欄には、試験研究計画の優れている点、問題点、見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究費等）について具体的に記入願います。

※特に D 以下の評点を付した場合には、必ずその理由を記入願います。

※（7）の計算式の計算式について、民間からの拠出比率期待値は、（民間からの出資額）／（SIP 予算＋ 民間からの出資額）を％値で算定したものとする。

SIP 豊かな食フードチェーン構築 審査項目及び審査基準・配点

<技術提案型>

研究開発項目 A①、A②、A③、B①、B②、C①、C②、C③、
D①、D②、E①、E②を記載

『試験研究計画名 ○○○○

』

評議委員【 】

審査項目	審査基準・配点		
課題との整合性 【共通】	提案された内容は、本課題の趣旨や当該提案に係る研究開発項目に定める目的や目標に沿ったものであるか。	A：沿っている 10 点 B：概ね沿っている 8 点 C：一部が沿っていない 6 点 D：沿っていない項目が散見 4 点 E：沿っていない 2 点	(1)
目標達成 【共通】	提案された内容は、研究開発項目に定める目標を達成するために十分な内容であるか。	A：十分である 10 点 B：概ね十分である 8 点 C：一部不十分である 6 点 D：不十分な項目が散見 4 点 E：不十分である 2 点	(2)
技術的優位性 【共通】	提案された内容は技術的に優れているか。	A：優れている 20 点 B：概ね優れている 16 点 C：一部優れていない 12 点 D：優れていない項目が散見 8 点 E：優れていない 4 点	(3)
手法、計画の実現可能性 【共通】	提案された研究開発手法や計画は、具体的かつ明確で実現可能性が高いものか。	A：具体的かつ明確で実現性が高い 20 点 B：概ね具体的かつ明確であり実現性が高い 16 点 C：一部具体的ではなく不明確な点がある 12 点 D：具体的ではなく不明確な点が散見 8 点 E：具体的ではなく不明確である 4 点	(4)

別表 2

事業化、実用化に向けた具体的な構想 【技術提案型のみ】	研究開発された結果の社会実装に向けた具体的な構想があるか。	A：具体的な構想がある 20 点 B：概ね具体的な構想がある 16 点 C：一部具体的な構想がない 12 点 D：具体的な構想がない項目が散見 8 点 E：具体的な構想がない 4 点	(5)
体制 【共通】	提案された実施体制、規模、予算配分等が妥当であるか。	A：十分妥当である 10 点 B：概ね妥当である 8 点 C：一部妥当ではない 6 点 D：妥当ではない項目が散見 4 点 E：妥当ではない 2 点	(6)
民間投資の有無 【技術提案型のみ】	提案した研究機関が民間企業である、提案した研究機関に民間企業が参画している、又は提案した研究機関もしくは研究グループの協力機関に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。 ※研究推進法人にて記入するので、評議委員は記入不要	A：民間からの拠出比率期待値が 10%以上 5 点 B：民間からの拠出比率期待値が 5 %以上 10%未満 3 点 C：民間からの拠出比率期待値が 5 %未満 1 点	(7)
ワーク・ライフ・バランス等 【共通】	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定))を受けているか。(加点対象) ※研究推進法人にて記入するので、評議委員は記入不要	ワークライフバランス等の推進に関して下記のいずれかの認定がある場合に加点 5 点： ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）の 2 段階目及び 3 段階目 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 2 点： ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）の第 1 段階目または行動計画・次世代法に基づく認定（旧基準又は新基	(8) ※書類審査のみ

別表 2

		準くるみん認定企業)	
包括提案審査との相乗効果 【技術提案型のみ】	包括提案審査側の研究グループと相乗効果が期待できるか。	A：期待できる 10 点 B：概ね期待できる 8 点 C：一部期待できない 6 点 D：期待できない項目が散見 4 点 E：期待できない 2 点	(9) ※面接審査のみ
合 計	書類審査 (1)～(8)	／100 点	
	面接審査(1)～(7),(9)	／105 点	
<その他コメント※>			

※「その他コメント」欄には、試験研究計画の優れている点、問題点、見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究費等）について具体的に記入願います。特に相乗効果が期待できる包括提案型の課題がある場合は具体的に名称を挙げて頂いて構いません（複数可）。

※特に D 以下の評点を付した場合においては、必ずその理由を記入願います。

※ (7) の計算式について、民間からの拠出比率期待値は、（民間からの出資額）／（SIP 予算＋ 民間からの出資額）を％値で算定したものとする。